

# 随意契約による政府備蓄米の売渡し対象者の拡大について

令和7年5月  
農産局

## <現行の対象>

大手小売業者 →募集停止

※年間 10,000 トン以上の取扱数量(見込み含む)

※原則 10 トン又は 12 トン車の台数単位で引渡し

## ◎新たな対象者の考え方

米穀店の精米能力や地方中小卸の精米能力をフル活用し、米穀店、中小スーパーでの販売を拡大。

## <新たな対象者>

① 精米能力を有する米穀小売店(これらの共同購入を含む) [2万トン]

※原則 10 トン又は 12 トン車の台数単位で引渡し

※ 申し込み上限数量 1,000 トン以下

② 中小小売業者(これらの共同購入を含む)[6万トン]

※年間1,000トン以上の 10,000 トン未満の取扱数量(見込み含む)

※原則 10 トン又は 12 トン車の台数単位で引渡し

※ 申し込み上限数量 1,000 トン以下

※随意契約の方法、売渡価格は大手小売業者に準ずる。